

自家（インハウス）運用における業務プロセスの改善について

GPIFにおいては、インハウス運用の執行能力の向上並びに執行プロセスの公正性、透明性、一貫性の確保を図るため、法人職員によるインハウス運用業務プロセス改善プロジェクト（2024年5月～10月）を立ち上げ、その結果を踏まえて以下の改善策を実施。

	従来	変更後
法人内での報告 ルールの明確化	- リバランスにかかる取引については、市場へのインパクトの有無等を投資委員会に報告。 - 取引先の選択結果の妥当性については、個別取引については決裁者が確認。	- 取引先の選択・取引実績について四半期毎に投資委員会に報告するプロセスを追加。 - リバランスにおいて、執行額に鑑みて情報の秘匿及び流動性を重視して入札を活用、あるいは特定の取引先のみと引合いを行う場合は、事前に定めた執行方針、執行結果（取引先、引合方法等）を投資委員会に都度報告。
業務マニュアル・ 規程類の整備	- 国債取引可能な証券会社の選定を投資委員会で決定。 - 選定先からの取引執行時における取引先選択について、価格競争による売買、入札に関する記載はマニュアルにあるものの、更なる原則外の対応が必要な場合についての記載はなかった。	- 業務方針において、売買執行における公平性・公正性、執行プロセスの透明性、最良執行原則等を明確化。 - 国債取引における取引可能な証券会社の選定に加え、各証券会社の執行能力評価・取引執行時や入札時の選択ルールについて明確化し、投資委員会で決定後、マニュアルに記載。
証券会社の執行能力 評価の導入	国債については、過去1年間の約定回数等に基づき証券会社を毎月ランキング。上位の社の比率が高くなるように証券会社を選択。	国債については、債券のリスクを考慮した取引実績について毎月ランキングを行い、ランキングに応じた証券会社の引合いの割合を明確化。